

贈与税 申告書の作成・送信は



スマホ作成 × e-Tax提出 がおすすめ！

贈与税の申告をされる方へ

確定申告特集

[トップページ > ケース別の情報 > 贈与税の申告をされる方へ](#)

贈与税の申告をされる方へ

個人から財産をもらったときは、贈与税の課税対象となります。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。詳しくは、以下のパンフレット等をご覧ください。

● 墓らしの税情報「財産をもらったとき」
(PDF/252KB) [\[ダウンロード\]](#)

贈与税の申告に関する情報は、
確定申告書特集ページをご覧ください

- ✓ パンフレット
- ✓ 確定申告書等作成コーナーの
入力マニュアル・操作動画
- ✓ 贈与税の申告書等の様式

など



こちらからアクセス

※ 令和7年分のページは令和8年1月に公開予定

確定申告書等作成
コーナーはこちら



確定申告書等作成コーナーから
スマホで贈与税の申告ができます

画面の案内に沿って
金額等を入力して作成できるので
計算誤りがなく申告可能



次の内容で申告される方は
特におすすめです

簡単

- ✓ 暦年課税
- ✓ 住宅取得等資金の非課税

※ 相続時精算課税や配偶者控除を申告する場合は
パソコン向け画面が表示されます

裏面もご確認ください

e-Taxに必要なもの

① マイナンバーカード読取対応のスマホ



マイナポータルアプリを
インストール



iPhoneの方



Androidの方

② マイナンバーカード（次のパスワードも必要です）



- ✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
- ✓ 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）

パスワードが分からぬ場合の対応方法は
公的個人認証サービスのポータルサイトを
ご確認ください



マイナンバーカード及び電子証明書の
有効期限にご注意ください！

有効期限や更新手続等の
詳細はデジタル庁公式
noteをご確認ください



スマホ用電子証明書の利用で 認証時も手間いらず！

- ・マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、
申告書の作成・e-Tax送信ができます
- ・利用者証明用電子証明書のパスワードはスマホの
生体認証機能を利用できます（機種によって異なります）

令和7年分確定申告から、
iPhoneにも対応します！

スマート
電子
証明
書につ
いて
詳しくはこ
ちら



読み取
不要



※ ご利用には、スマホでマイナポータルからスマホ用電子証明書の利用申請・登録をする必要があります。

e-Tax の メリット

一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！

自宅から
申告可能



24時間
利用可能

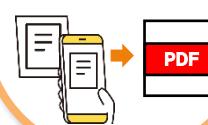


※メンテナンス時間を
除きます

受信通知から
いつでも内容確認



添付書類はスマホから
PDFで送信可能



すでに

約4人中3人が
e-Taxで
申告しています!!

・Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。

・iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



国税庁 法人番号7000012050002

R7.6